

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 条例 | ページ |
|--|-----|
| ◎高知県職員の修学部分休業に関する条例 | 5 |
| ◎高知県職員の自己啓発等休業に関する条例 | 5 |
| ◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例 | 7 |
| ◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 8 |
| ◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例 | 29 |
| ◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 32 |
| ◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 32 |
| ◎高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 32 |
| ◎高知県立公園条例の一部を改正する条例 | 33 |
| ◎公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 34 |
| ◎高知県認定こども園条例の一部を改正する条例 | 34 |
| ◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例 | 34 |
| ◎高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 | 35 |

公布された条例のあらまし

◆高知県職員の修学部分休業に関する条例（高知県条例第39号）

1 条例制定の目的

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、大学等における修学のため職員が勤務時間の一部について勤務しないことができる修学部分休業の制度を設けることとともに、修学部分休業に関し必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 任命権者は、職員の申請により、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として、修学部分休業をすることを承認することができる。（第2条）
- (2) 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額等を減額した給与を支給すること。（第3条）
- (3) 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、修学部分休業に係る教育施設における修学を取りやめたとき等は、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。（第4条）
- (4) この条例に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めること。（第5条）
- (5) この条例の施行の日前においても、(1)の例により修学部分休業の承認の申請ができる。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2の(5)は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（高知県条例第40号）

1 条例制定の目的

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、国家公務員と同様に、職員が大学等課程の履修又は国際貢献活動に参加することを可能とする自己啓発等休業の制度を設けることとともに、当該休業に関し必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員の申請により、大学等課程の履修又は国際貢献活動のために3年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業を承認することができること。（第2条、第3条及び第6条）
- (2) 大学等課程の履修のための休業の対象となる教育施設は、大学等のほか、大学等の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設等とすること。（第4条）
- (3) 国際貢献活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものは、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等とすること。（第5条）
- (4) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者の承認を得て、(1)の休業の期間を超えない範囲内において、自己啓発等休業の期間を延長することができること。（第7条）
- (5) 任命権者が自己啓発等休業の承認を取り消す事由は、自己啓発等休業をしている職員が正当な理由なく在学している課程を休学等し、又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと等とすること。（第8条）
- (6) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、大学等

- 課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合等には、その旨を任命権者に報告しなければならないこと。（第9条第1項）
- (7) 自己啓発等休業をした職員については、職務復帰後において号給を調整することができる。（第10条）
- (8) 自己啓発等休業をした期間については、退職手当の算定における在職期間から除算すること。（第11条）
- (9) この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公営企業局管理規程で定めること。（第12条）
- (10) この条例の施行の日前においても、(1)の例により自己啓発等休業の承認の申請ができる。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、2の(10)は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定することとした。

2 主要な内容

令和7年12月期及び令和8年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

| 区分 | 本条例施行前の支給月数 | | 本条例施行後の支給月数 | | | | | |
|---|-------------|-------|-------------|-------|---------|--------|-----|------|
| | | | 令和7年度 | | 令和8年度以降 | | | |
| | 6月期 | 12月期 | 6月期 | 12月期 | 6月期 | 12月期 | 6月期 | 12月期 |
| 県議会議員 | 1.65月 | 1.65月 | 1.65月 | 1.70月 | 1.675月 | 1.675月 | | |
| | 計 3.30月 | | 計 3.35月 | | 計 3.35月 | | | |
| 知事 | 1.65月 | 1.65月 | 1.65月 | 1.70月 | 1.675月 | 1.675月 | | |
| | 計 3.30月 | | 計 3.35月 | | 計 3.35月 | | | |
| 副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長 | 1.65月 | 1.65月 | 1.65月 | 1.70月 | 1.675月 | 1.675月 | | |
| | 計 3.30月 | | 計 3.35月 | | 計 3.35月 | | | |

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月期の期末手当に係るものは、令和7年12月1日から適用することとした。ただし、令和8年度以降の期末手当に係るもの

は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定等をすることとした。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定すること。（職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項、公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

(2) 初任給調整手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を417,600円（現行 416,600円）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第9条の2関係）

(3) 期末手当及び勤勉手当の改定

職員の令和7年12月期及び令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第21条及び第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第22条及び第23条並びに警察職員の給与に関する条例第21条及び第22条関係）

| 区分 | 本条例施行前の支給月数 | | | 本条例施行後の支給月数 | | | | | |
|--------------------|-------------|-------|------|-------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | | | | 令和7年度 | | | 令和8年度以降 | | |
| | 6月期 | 12月期 | 計 | 6月期 | 12月期 | 計 | 6月期 | 12月期 | 計 |
| 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 | 期末手当 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 1.25 | 1.25 | 2.50 | 1.25 | 1.275 | 2.525 | 1.262 | 1.263 | 2.525 |
| | 勤勉手当 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 0.975 | 0.975 | 1.95 | 0.975 | 1.00 | 1.975 | 0.988 | 0.987 | 1.975 |
| 特定幹部職員 | 計 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 2.225 | 2.225 | 4.45 | 2.225 | 2.275 | 4.50 | 2.25 | 2.25 | 4.50 |
| | 期末手当 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 1.05 | 1.05 | 2.10 | 1.05 | 1.075 | 2.125 | 1.062 | 1.063 | 2.125 |
| 勤勉手当 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| | 1.175 | 1.175 | 2.35 | 1.175 | 1.20 | 2.375 | 1.188 | 1.187 | 2.375 |

| | | 計 | 月 2.225 | 月 2.225 | 月 4.45 | 月 2.225 | 月 2.275 | 月 4.50 | 月 2.25 | 月 2.25 | 月 4.50 |
|---------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 一般職員 | 期末手当 | 月 0.675 | 月 0.675 | 月 1.35 | 月 0.675 | 月 0.70 | 月 1.375 | 月 0.687 | 月 0.688 | 月 1.375 |
| | | 勤勉手当 | 月 0.487 | 月 0.488 | 月 0.975 | 月 0.487 | 月 0.513 | 月 1.00 | 月 0.50 | 月 0.50 | 月 1.00 |
| | | 計 | 月 1.162 | 月 1.163 | 月 2.325 | 月 1.162 | 月 1.213 | 月 2.375 | 月 1.187 | 月 1.188 | 月 2.375 |
| | 特定幹部職員 | 期末手当 | 月 0.575 | 月 0.575 | 月 1.15 | 月 0.575 | 月 0.60 | 月 1.175 | 月 0.587 | 月 0.588 | 月 1.175 |
| | | 勤勉手当 | 月 0.587 | 月 0.588 | 月 1.175 | 月 0.587 | 月 0.613 | 月 1.20 | 月 0.60 | 月 0.60 | 月 1.20 |
| | | 計 | 月 1.162 | 月 1.163 | 月 2.325 | 月 1.162 | 月 1.213 | 月 2.375 | 月 1.187 | 月 1.188 | 月 2.375 |
| | 特定任期付職員 | 期末手当 | 月 0.95 | 月 0.95 | 月 1.90 | 月 0.95 | 月 0.97 | 月 1.92 | 月 0.96 | 月 0.96 | 月 1.92 |
| | | 勤勉手当 | 月 0.835 | 月 0.835 | 月 1.67 | 月 0.835 | 月 0.855 | 月 1.69 | 月 0.845 | 月 0.845 | 月 1.69 |
| | | 計 | 月 1.785 | 月 1.785 | 月 3.57 | 月 1.785 | 月 1.825 | 月 3.61 | 月 1.805 | 月 1.805 | 月 3.61 |
| 任期付研究員 | 期末手当 | 月 1.685 | 月 1.685 | 月 3.37 | 月 1.685 | 月 1.725 | 月 3.41 | 月 1.705 | 月 1.705 | 月 3.41 | |

(4) 特地勤務手当に準ずる手当の支給要件の見直し

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署若しくは特地県立学校又は準特地公署若しくは準特地県立学校に勤務することとなったことに伴って住居を移転した者に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給することとすること。（職員の給与に関する条例第13条の3第2項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の5第2項、公立学校職員の給与に関する条例第16条の3第2項及び警察職員の給与に関する条例第13条の3第2項関係）

(5) へき地手当に準ずる手当の支給要件の見直し

新たに給料表の適用を受ける職員となりへき地等学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した者に対し、へき地手当に準ずる手当を支給することとすること。（公立学校職員の給与に関する条例第15条の2第1項、第5項及び第6項関係）

(6) 宿日直手当の改定

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円（現行 4,400円）、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円（現行 21,000円）、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち、職員の給与に関する条例第19条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項に定めるものは7,700円（現行 7,400円）、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるものは6,400円（現行 6,100円）（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円（現行 6,600円）、33,750円（現行 31,500円）、11,550円（現行 11,100円）、9,600円（現行 9,150円））に引き上げること。（職員の給与に関する条例第19条第1項、公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項及び警察職員の給与に関する条例第19条第1項関係）

(7) 通勤手当の支給限度額の改定等

ア 自動車等を使用することを常例とする職員に対する通勤手当の上限額を42,300円（現行 36,800円）に引き上げること。（第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条第2項、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第21条第2項及び第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第2項関係）

イ アにより改定した上限額を、66,400円に引き上げること。（第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条第2項、第11条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例第21条第2項及び第13条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第12条第2項関係）

ウ 自動車等を使用することを常例とする職員又は通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員のうち、駐車場等を利用し、その駐車料金等を負担することを常例とするものに対し、1箇月につき5,000円以内で当該駐車料金等の額に相当する額を支給することとすること。（職員の給与に関する条例第23条第4項、公立学校職員の給与に関する条例第21条第4項及び警察職員の給与に関する条例第12条第4項関係）

エ ウで支給することとした駐車料金等の額に相当する額を、1箇月当たりの通勤手当の支給限度額に含めること。（職員の給与に関する条例第23条第5項、公立学校職員の給与に関する条例第21条第5項及び警察職員の給与に関する条例第12条第5項関係）

(8) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当の見直し

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員に対し、地域手当を支給することとすること。（職員の給与に関する条例第23条の5及び企業職員の給与の種類に関する条例第20条第3項関係）

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける暫定再任用職員に対し、地域手当を支給することとすること。（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第10条第19項関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)、2の(4)から2の(6)まで及び2の(7)のアは令和7年4月1日から、2の(3)の令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用することとした。ただし、2の(2)、2の(3)の令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの、2の(7)のイからエまで並びに2の(8)は、令和8年4月1日から施行することとした。

◆職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第43

号)

1 条例改正の目的

国家公務員と同様に、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として定める期間ごとの期間につき既定の勤務時間となるように、週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度を設けることとし、当該制度に関し必要な事項を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和9年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

1 条例改正の目的

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号）の施行による政党助成法（平成6年法律第5号）の一部改正により、政党の支部から提出された支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書（以下「都道府県提出文書」という。）の写しの交付を請求することができるようになることを考慮し、当該都道府県提出文書の写しの交付の事務に係る手数料を新たに徴収するとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和7年厚生労働省令第103号）の施行により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和8年1月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）が一部改正され、各施設等における保育士の配置基準について認定地方公共団体の区域内にある各施設等にあっては保育士又は地域限定保育士を置くこととしたことを考慮し、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の引用規定の整理をするとともに、乳児院等に配置される職員の任用要件が見直されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年3月1日から施行することとした。

◆高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）が一部改正され、一時保護施設における保育士の配置基準について認定地方公共団体の区域内にある一時保護施設にあっては保育士又は地域限定保育士を置くこととしたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の引用規定の整理をすることとした。

こととされたこと等を考慮し、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の引用規定の整理をするとともに、一時保護施設に配置される職員の任用要件が見直されたことを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年3月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

1 条例改正の目的

春野総合運動公園に新たな屋内運動場を設置し県民の利用に供することに伴い、その利用料金の上限額を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年2月1日から施行することとした。

◆公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校的教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第48号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨等に沿って、教職調整額の基準となる額及び管理職手当の支給対象である教育職員に係る給料表備考加算を引き上げる等必要な改正をするとともに、義務教育等教員特別手当についてその上限額を校務類型に応じて定め、併せて多学年学級担当手当を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年1月1日から施行することとした。

◆高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（高知県条例第49号）

1 条例改正の目的

幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府文部科学省令第1号）が一部改正されたことを考慮し、幼保連携認定こども園の運営厚生労働省に関する基準について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第50号）

1 条例改正の目的

高知県室戸警察署について、新築に伴う位置の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高知県条例第51号）

1 条例の廃止

高知県立室戸体育館を室戸市に無償譲渡することに伴い、高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第39号

高知県職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。次条第1項において同じ。）を含む。以下同じ。）の修学部分休業（法第26条の2第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業の承認等）

第2条 法第26条の2第1項の規定に基づき、任命権者（県費負担教職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学

（2）学校教育法第115条の高等専門学校

（3）学校教育法第124条に規定する専修学校

（4）学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

（5）前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当であると認めるもの

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年を超えない期間とする。

（修学部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第3条 法第26条の2第3項の規定に基づき、職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第14条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し）

第4条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

（1）修学部分休業に係る教育施設における修学を取りやめたとき。

（2）正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を

頻繁に欠席しているとき。

（3）修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、若しくは停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該教育施設における修学に支障が生ずるとき。

2 任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すことができる。

（人事委員会規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後において修学部分休業をするため、法第26条の2第1項の規定に基づく修学部分休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第2条の規定の例により、当該承認を申請することができる。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の2項を加える。

3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

4 職員が高齢者部分休業（高齢として管理者が定める年齢に達した職員が申請した場合において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当その他の管理者が定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

~~~~~

高知県職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第40号

#### 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除き、県費負担教職員

(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員をいう。)を含む。以下同じ。)の自己啓発等休業(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

**第2条** 法第26条の5第1項の規定に基づき、任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が大学等課程の履修(同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

**第3条** 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学その他の教育施設)

**第4条** 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院の課程に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (3) 前2号に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が適当であると認めるもの

(奉仕活動)

**第5条** 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

(自己啓発等休業の承認の申請)

**第6条** 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

**第7条** 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発

等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。(自己啓発等休業の承認の取消事由)

**第8条** 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

**第9条** 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰における号給の調整)

**第10条** 自己啓発等休業をした職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあっては100分の100以下、それ以外のものにあっては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行なう日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

**第11条** 職員の退職手当に関する条例(昭和28年高知県条例第59号)第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(高知県職員の自己啓発等休業に関する条例(令和7年高知県条例第40号)第3条に規定する自

己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(人事委員会規則等への委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会規則等で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において自己啓発等休業をするため、法第26条の5第1項の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、同日前においても、第2条の規定の例により、当該承認を申請することができる。

(高知県職員定数条例の一部改正)

3 高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第9号を同項第10号とし、同項第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げる、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

5 高知県職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成21年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした期間

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づく自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員に対しては、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(高知県学校職員定数条例の一部改正)

7 高知県学校職員定数条例（平成14年高知県条例第4号）の一部を次のように改正す

る。

第3条第2項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げる、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をしている職員（高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正）

8 高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第8号を同項第9号とし、同項第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げる、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高知県職員の自己啓発等休業に関する条例（令和7年高知県条例第40号）第2条の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた警察職員

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第41号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

**第2条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

**第3条** 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改め、同条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

**第4条** 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第42号

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

#### 第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第2項中「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「31,500円」を「33,750円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.7（特定幹部職員にあっては、100分の58.7）、12月に支給する場合においては100分の48.8（特定幹部職員にあっては、100分の58.8）」を「100分の51.3（特定幹部職員にあっては、100分の61.3）」に改める。

第23条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

| 職員の区分   | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      | 9級      |
|---------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         |      | 号給      | 給料月額    |
| 定年      |      |         | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 前再任用    | 1    | 193,100 | 241,300 | 274,600 | 311,500 | 335,700 | 370,200 | 448,900 | 484,000 | 536,900 |
| 短時間勤務   | 2    | 194,200 | 242,500 | 275,700 | 313,000 | 337,200 | 371,800 | 454,800 | 489,500 | 542,400 |
| 職員以外の職員 | 3    | 195,400 | 243,600 | 276,800 | 314,500 | 338,800 | 373,700 | 459,700 | 494,200 | 547,500 |
|         | 4    | 196,500 | 244,700 | 277,900 | 316,000 | 340,400 | 375,500 | 463,600 | 498,800 | 551,600 |
|         | 5    | 197,600 | 245,900 | 279,100 | 317,300 | 342,100 | 377,400 | 467,400 | 502,800 | 555,000 |
|         | 6    | 198,700 | 247,200 | 280,400 | 318,600 | 343,800 | 379,100 | 470,300 | 506,200 | 557,600 |
|         | 7    | 199,800 | 248,400 | 281,500 | 319,800 | 345,500 | 380,800 | 473,200 | 509,100 | 560,200 |
|         | 8    | 200,900 | 249,800 | 282,600 | 321,100 | 347,300 | 382,300 | 475,400 | 511,600 | 562,700 |
|         | 9    | 202,000 | 250,300 | 283,600 | 322,800 | 349,000 | 383,800 |         | 513,600 | 564,700 |
|         | 10   | 203,600 | 251,600 | 284,600 | 324,200 | 350,700 | 385,700 |         |         |         |
|         | 11   | 205,200 | 252,800 | 285,900 | 325,700 | 352,400 | 387,100 |         |         |         |
|         | 12   | 206,700 | 254,000 | 286,700 | 327,200 | 354,000 | 388,700 |         |         |         |
|         | 13   | 208,300 | 255,100 | 287,900 | 328,700 | 355,700 | 390,300 |         |         |         |
|         | 14   | 210,000 | 256,600 | 289,300 | 330,300 | 357,400 | 392,100 |         |         |         |
|         | 15   | 211,700 | 258,200 | 291,100 | 331,800 | 359,200 | 393,900 |         |         |         |
|         | 16   | 213,400 | 259,800 | 292,600 | 333,500 | 361,000 | 395,500 |         |         |         |
|         | 17   | 215,200 | 261,100 | 294,100 | 335,200 | 362,600 | 397,500 |         |         |         |
|         | 18   | 217,200 | 262,700 | 295,400 | 336,900 | 364,400 | 399,300 |         |         |         |
|         | 19   | 219,100 | 264,000 | 296,600 | 338,600 | 366,000 | 401,100 |         |         |         |
|         | 20   | 221,100 | 264,800 | 297,800 | 340,300 | 367,700 | 402,800 |         |         |         |
|         | 21   | 223,100 | 265,400 | 299,400 | 341,800 | 369,100 | 404,600 |         |         |         |
|         | 22   | 225,100 | 266,600 | 300,900 | 343,600 | 371,000 | 406,200 |         |         |         |
|         | 23   | 227,100 | 267,800 | 302,200 | 345,400 | 372,300 | 407,800 |         |         |         |
|         | 24   | 229,100 | 269,000 | 303,500 | 347,200 | 373,800 | 409,300 |         |         |         |
|         | 25   | 231,100 | 270,100 | 304,600 | 348,700 | 375,200 | 411,000 |         |         |         |
|         | 26   | 232,800 | 271,400 | 305,700 | 350,500 | 376,800 | 412,100 |         |         |         |
|         | 27   | 234,400 | 272,300 | 306,700 | 352,300 | 378,300 | 413,300 |         |         |         |
|         | 28   | 235,900 | 273,300 | 307,900 | 354,100 | 379,700 | 414,300 |         |         |         |
|         | 29   | 237,200 | 274,100 | 309,100 | 355,600 | 381,600 | 415,400 |         |         |         |
|         | 30   | 238,200 | 274,800 | 310,400 | 357,600 | 382,900 | 416,500 |         |         |         |
|         | 31   | 239,200 | 275,500 | 311,700 | 359,000 | 384,300 | 417,600 |         |         |         |
|         | 32   | 240,200 | 276,400 | 313,000 | 360,600 | 385,700 | 418,700 |         |         |         |
|         | 33   | 241,200 | 277,100 | 314,100 | 362,100 | 387,200 | 419,700 |         |         |         |
|         | 34   | 242,000 | 278,200 | 315,400 | 363,800 | 388,300 | 420,200 |         |         |         |



|                                   |            |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|-----------------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                   | 115        |         | 318,500 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 116        |         | 318,900 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 117        |         | 319,100 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 118        |         | 319,400 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 119        |         | 319,700 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 120        |         | 320,000 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 121        |         | 320,300 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 122        |         | 320,600 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 123        |         | 320,900 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 124        |         | 321,200 |         |         |         |         |         |         |         |
|                                   | 125        |         | 321,600 |         |         |         |         |         |         |         |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤務<br>職員 | 基準給料<br>月額 | 198,700 | 226,400 | 272,300 | 293,600 | 309,700 | 336,300 | 380,000 | 415,400 | 469,500 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

| 職員の区分                      | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      |
|----------------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            |      | 号給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年<br>前再任用<br>短時間勤務職員以外の職員 | 1    | 193,500 | 247,200 | 338,600 | 391,500 | 468,000 |
|                            | 2    | 194,600 | 250,700 | 341,100 | 393,300 | 478,900 |
|                            | 3    | 195,800 | 253,100 | 343,500 | 394,900 | 489,200 |
|                            | 4    | 196,900 | 255,600 | 345,700 | 396,500 | 499,300 |
|                            | 5    | 198,000 | 257,500 | 348,000 | 398,200 | 509,400 |
|                            | 6    | 199,300 | 259,200 | 349,900 | 399,700 | 519,700 |
|                            | 7    | 200,600 | 261,000 | 352,100 | 400,900 | 528,700 |
|                            | 8    | 201,900 | 262,800 | 354,400 | 402,900 | 536,700 |
|                            | 9    | 203,000 | 264,400 | 356,100 | 404,500 | 544,500 |
|                            | 10   | 205,200 | 265,900 | 357,800 | 405,900 | 551,600 |
|                            | 11   | 207,100 | 267,500 | 359,500 | 407,200 | 557,100 |
|                            | 12   | 209,100 | 269,100 | 360,900 | 408,800 | 561,600 |
|                            | 13   | 210,900 | 271,000 | 362,400 | 410,000 | 564,600 |
|                            | 14   | 213,300 | 273,100 | 363,700 | 412,000 | 566,600 |
|                            | 15   | 215,400 | 275,000 | 364,700 | 413,400 |         |
|                            | 16   | 217,500 | 277,200 | 365,900 | 414,900 |         |
|                            | 17   | 220,300 | 278,100 | 367,600 | 416,400 |         |
|                            | 18   | 223,100 | 280,700 | 368,500 | 418,200 |         |
|                            | 19   | 226,000 | 282,900 | 369,800 | 419,700 |         |
|                            | 20   | 228,700 | 285,400 | 370,800 | 421,500 |         |
|                            | 21   | 231,700 | 287,900 | 372,100 | 423,200 |         |
|                            | 22   | 233,300 | 290,400 | 373,200 | 424,300 |         |
|                            | 23   | 235,000 | 292,800 | 374,400 | 425,500 |         |
|                            | 24   | 236,900 | 295,200 | 375,500 | 426,900 |         |
|                            | 25   | 238,500 | 297,700 | 376,600 | 428,500 |         |
|                            | 26   | 240,600 | 300,100 | 377,900 | 429,800 |         |
|                            | 27   | 242,700 | 302,300 | 378,900 | 431,300 |         |
|                            | 28   | 244,900 | 304,200 | 380,000 | 432,600 |         |
|                            | 29   | 246,900 | 305,600 | 381,200 | 434,200 |         |
|                            | 30   | 247,800 | 307,200 | 382,100 | 435,700 |         |
|                            | 31   | 248,700 | 308,800 | 382,700 | 437,300 |         |
|                            | 32   | 249,700 | 310,400 | 383,500 | 438,700 |         |
|                            | 33   | 250,900 | 311,900 | 384,300 | 440,100 |         |
|                            | 34   | 252,600 | 313,800 | 385,000 | 441,500 |         |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 35 | 254,400 | 315,500 | 386,000 | 442,900 |
| 36 | 255,800 | 317,200 | 386,900 | 444,300 |
| 37 | 257,100 | 318,600 | 387,900 | 445,800 |
| 38 | 258,000 | 319,600 | 388,800 | 447,000 |
| 39 | 258,900 | 320,500 | 389,500 | 448,400 |
| 40 | 259,900 | 321,800 | 390,400 | 449,700 |
| 41 | 261,000 | 322,500 | 390,700 | 450,900 |
| 42 | 262,600 | 323,500 | 391,800 | 452,300 |
| 43 | 263,900 | 324,200 | 392,900 | 453,700 |
| 44 | 265,400 | 324,600 | 394,100 | 455,100 |
| 45 | 266,900 | 325,100 | 395,200 | 456,200 |
| 46 | 268,600 | 325,500 | 396,200 | 457,200 |
| 47 | 270,300 | 326,100 | 397,300 | 458,200 |
| 48 | 271,600 | 327,000 | 398,400 | 459,200 |
| 49 | 272,800 | 327,900 | 399,300 | 460,100 |
| 50 | 274,200 | 328,400 | 399,900 | 461,000 |
| 51 | 275,700 | 328,700 | 400,500 | 461,900 |
| 52 | 276,800 | 329,000 | 401,100 | 462,800 |
| 53 | 277,600 | 329,100 | 401,800 | 463,500 |
| 54 | 279,000 | 329,700 | 402,400 | 464,400 |
| 55 | 280,200 | 330,100 | 403,300 | 465,300 |
| 56 | 281,300 | 330,900 | 404,200 | 466,100 |
| 57 | 282,400 | 331,200 | 404,900 | 466,800 |
| 58 | 283,200 | 331,800 | 405,500 |         |
| 59 | 283,900 | 332,300 | 406,100 |         |
| 60 | 284,700 | 332,900 | 406,700 |         |
| 61 | 285,200 | 333,100 | 407,500 |         |
| 62 | 285,500 | 333,700 | 408,100 |         |
| 63 | 285,900 | 334,400 | 408,800 |         |
| 64 | 286,600 | 334,900 | 409,500 |         |
| 65 | 287,500 | 335,600 | 410,300 |         |
| 66 | 288,200 | 336,400 | 411,000 |         |
| 67 | 288,800 | 337,000 | 411,600 |         |
| 68 | 289,300 | 337,700 | 412,300 |         |
| 69 | 290,000 | 338,900 | 413,100 |         |
| 70 | 290,800 | 339,400 | 413,700 |         |
| 71 | 291,800 | 340,000 | 414,400 |         |
| 72 | 292,800 | 340,500 | 415,100 |         |
| 73 | 293,600 | 341,000 | 415,800 |         |
| 74 | 294,600 | 341,600 | 416,500 |         |

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表(1)

| 職員の区分<br>号給  | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      |
|--------------|------|---------|---------|---------|---------|
|              |      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年前再任用       | 1    | 316,100 | 418,100 | 474,500 | 561,900 |
| 短時間勤務職員以外の職員 | 2    | 317,700 | 420,700 | 475,700 | 567,500 |
|              | 3    | 319,200 | 423,900 | 476,900 | 572,500 |
|              | 4    | 320,800 | 426,700 | 478,300 | 577,400 |
|              | 5    | 322,400 | 429,400 | 479,100 | 581,800 |
|              | 6    | 325,600 | 431,800 | 481,100 | 585,300 |
|              | 7    | 329,100 | 434,000 | 483,000 | 588,900 |
|              | 8    | 332,600 | 436,100 | 485,300 | 591,800 |
|              | 9    | 335,800 | 438,600 | 486,800 | 594,300 |
|              | 10   | 339,500 | 440,200 | 488,500 | 596,600 |
|              | 11   | 343,100 | 441,400 | 489,800 |         |
|              | 12   | 347,000 | 443,100 | 491,400 |         |
|              | 13   | 349,900 | 444,900 | 493,100 |         |
|              | 14   | 353,700 | 446,500 | 494,700 |         |
|              | 15   | 357,300 | 447,800 | 496,400 |         |
|              | 16   | 361,400 | 449,100 | 498,000 |         |
|              | 17   | 364,800 | 450,500 | 499,700 |         |
|              | 18   | 367,900 | 451,400 | 501,500 |         |
|              | 19   | 371,000 | 452,200 | 503,200 |         |
|              | 20   | 374,000 | 453,300 | 504,500 |         |
|              | 21   | 377,000 | 454,900 | 505,800 |         |
|              | 22   | 380,200 | 456,000 | 507,400 |         |
|              | 23   | 383,100 | 457,100 | 509,000 |         |
|              | 24   | 385,500 | 458,200 | 510,200 |         |
|              | 25   | 387,400 | 458,900 | 511,200 |         |
|              | 26   | 388,700 | 460,600 | 512,600 |         |
|              | 27   | 390,200 | 461,600 | 513,900 |         |
|              | 28   | 391,800 | 463,400 | 515,600 |         |
|              | 29   | 393,600 | 465,200 | 517,200 |         |
|              | 30   | 395,500 | 466,500 | 518,700 |         |
|              | 31   | 396,700 | 467,000 | 520,300 |         |
|              | 32   | 398,000 | 468,300 | 522,000 |         |

|    |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|
| 33 | 399,600 | 469,800 | 523,500 |
| 34 | 401,300 | 470,900 | 524,700 |
| 35 | 402,800 | 471,800 | 525,900 |
| 36 | 404,600 | 472,900 | 526,800 |
| 37 | 406,200 | 474,300 | 528,000 |
| 38 | 408,100 | 475,900 | 529,100 |
| 39 | 409,700 | 477,000 | 530,400 |
| 40 | 411,500 | 478,400 | 531,500 |
| 41 | 413,200 | 479,400 | 532,700 |
| 42 | 413,700 | 480,400 | 533,500 |
| 43 | 414,200 | 481,000 | 534,200 |
| 44 | 414,700 | 481,500 | 535,000 |
| 45 | 415,600 | 482,100 | 535,900 |
| 46 | 415,900 | 482,600 | 536,500 |
| 47 | 416,100 | 483,500 | 537,200 |
| 48 | 416,300 | 484,500 | 537,900 |
| 49 | 416,500 | 485,400 | 538,700 |
| 50 | 416,700 | 485,800 | 539,600 |
| 51 | 416,900 | 486,000 | 540,500 |
| 52 | 417,100 | 486,500 | 541,300 |
| 53 | 417,300 | 487,100 | 542,200 |
| 54 | 417,500 | 487,700 | 543,000 |
| 55 | 417,700 | 488,000 | 543,900 |
| 56 | 417,900 | 488,400 | 544,800 |
| 57 | 418,100 | 488,900 | 545,600 |
| 58 | 418,300 | 489,600 | 546,500 |
| 59 | 418,500 | 490,300 | 547,400 |
| 60 | 418,700 | 491,000 | 548,300 |
| 61 | 418,900 | 491,500 | 549,100 |
| 62 | 419,100 | 492,000 | 550,000 |
| 63 | 419,300 | 492,400 | 550,900 |
| 64 | 419,500 | 492,800 | 551,800 |
| 65 | 419,700 | 493,100 | 552,600 |
| 66 |         | 493,600 | 553,500 |
| 67 |         | 494,000 | 554,200 |
| 68 |         | 494,400 | 555,100 |
| 69 |         | 494,900 | 555,900 |
| 70 |         | 495,400 | 556,800 |
| 71 |         | 496,000 | 557,700 |
| 72 |         | 496,500 | 558,600 |

|                                       |        |         |         |         |         |  |
|---------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|--|
|                                       | 73     |         | 497,000 | 559,400 |         |  |
|                                       | 74     |         | 497,600 |         |         |  |
|                                       | 75     |         | 498,200 |         |         |  |
|                                       | 76     |         | 498,800 |         |         |  |
|                                       | 77     |         | 499,300 |         |         |  |
|                                       | 78     |         | 499,900 |         |         |  |
|                                       | 79     |         | 500,500 |         |         |  |
|                                       | 80     |         | 501,100 |         |         |  |
|                                       | 81     |         | 501,500 |         |         |  |
|                                       | 82     |         | 502,100 |         |         |  |
|                                       | 83     |         | 502,700 |         |         |  |
|                                       | 84     |         | 503,300 |         |         |  |
|                                       | 85     |         | 503,800 |         |         |  |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 | 基準給料月額 | 311,300 | 354,700 | 411,200 | 485,300 |  |

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 2 医療職給料表(2)

| 職員の区分                                 | 職務の級 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      |
|---------------------------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                       |      | 号給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 | 1    | 197,800 | 238,800 | 269,800 | 290,900 | 328,300 | 376,000 | 444,300 |
|                                       | 2    | 199,300 | 240,400 | 271,000 | 291,800 | 329,700 | 377,800 | 450,800 |
|                                       | 3    | 200,900 | 241,900 | 272,200 | 292,600 | 331,000 | 379,500 | 457,300 |
|                                       | 4    | 202,400 | 243,200 | 273,400 | 293,400 | 332,300 | 381,200 | 462,600 |
| 員以外の職員                                | 5    | 203,600 | 244,000 | 274,500 | 294,300 | 334,000 | 382,500 | 466,400 |
|                                       | 6    | 205,600 | 244,700 | 275,700 | 294,600 | 335,700 | 384,600 | 469,300 |
|                                       | 7    | 207,800 | 245,800 | 276,900 | 295,400 | 337,200 | 386,300 | 472,200 |
|                                       | 8    | 209,800 | 246,900 | 277,900 | 296,100 | 338,700 | 387,900 | 474,700 |
|                                       | 9    | 211,900 | 248,300 | 278,800 | 297,100 | 340,200 | 389,600 | 476,700 |
|                                       | 10   | 213,900 | 249,000 | 279,600 | 298,500 | 341,800 | 391,200 |         |
|                                       | 11   | 215,900 | 249,600 | 280,300 | 299,900 | 343,400 | 393,100 |         |
|                                       | 12   | 218,000 | 250,500 | 281,200 | 301,200 | 345,100 | 394,800 |         |
|                                       | 13   | 220,000 | 251,600 | 282,100 | 302,300 | 346,900 | 396,500 |         |
|                                       | 14   | 222,600 | 252,500 | 283,000 | 303,700 | 348,500 | 398,300 |         |
|                                       | 15   | 225,200 | 253,600 | 283,700 | 304,900 | 350,100 | 400,200 |         |
|                                       | 16   | 227,500 | 254,500 | 284,500 | 306,200 | 351,700 | 402,100 |         |
|                                       | 17   | 230,100 | 255,400 | 285,200 | 307,600 | 353,400 | 403,900 |         |
|                                       | 18   | 231,100 | 256,400 | 285,900 | 309,000 | 354,900 | 405,600 |         |
|                                       | 19   | 232,300 | 257,400 | 286,600 | 310,400 | 356,800 | 407,300 |         |
|                                       | 20   | 233,300 | 258,600 | 287,400 | 311,900 | 358,800 | 409,000 |         |
|                                       | 21   | 234,500 | 259,800 | 288,300 | 313,400 | 359,900 | 410,600 |         |
|                                       | 22   | 235,900 | 260,700 | 289,400 | 314,300 | 361,600 | 411,700 |         |
|                                       | 23   | 237,200 | 261,900 | 290,600 | 315,100 | 362,800 | 413,000 |         |
|                                       | 24   | 238,500 | 262,900 | 291,800 | 316,300 | 364,300 | 414,100 |         |
|                                       | 25   | 239,800 | 264,000 | 293,100 | 317,900 | 365,700 | 415,200 |         |
|                                       | 26   | 240,400 | 265,200 | 294,300 | 319,100 | 367,400 | 416,300 |         |
|                                       | 27   | 241,200 | 266,100 | 295,400 | 320,200 | 368,900 | 417,300 |         |
|                                       | 28   | 241,700 | 266,900 | 296,600 | 321,500 | 370,400 | 418,500 |         |
|                                       | 29   | 242,500 | 267,700 | 297,700 | 323,100 | 372,200 | 419,400 |         |
|                                       | 30   | 243,100 | 268,500 | 299,000 | 324,300 | 373,400 | 420,100 |         |
|                                       | 31   | 243,800 | 269,300 | 300,200 | 325,400 | 374,700 | 420,800 |         |
|                                       | 32   | 244,300 | 270,300 | 301,400 | 326,500 | 376,000 | 421,400 |         |
|                                       | 33   | 245,200 | 271,300 | 302,300 | 327,800 | 377,500 | 422,000 |         |
|                                       | 34   | 246,100 | 272,200 | 303,200 | 329,200 | 378,600 | 422,700 |         |
|                                       | 35   | 246,800 | 273,000 | 304,000 | 330,600 | 379,900 | 423,300 |         |



備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 3 医療職給料表(3)

| 職員の区分                            | 職務の級<br>号給 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      |
|----------------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                  |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年<br>前再<br>任用                   | 1          | 218,200 | 249,100 | 291,200 | 304,800 | 333,000 | 377,800 |
| 短時<br>間勤<br>務職<br>員以<br>外の<br>職員 | 2          | 219,700 | 252,000 | 292,000 | 305,300 | 334,100 | 379,600 |
|                                  | 3          | 221,200 | 254,800 | 293,000 | 305,700 | 334,800 | 381,200 |
|                                  | 4          | 222,600 | 257,400 | 293,600 | 306,200 | 335,900 | 382,900 |
|                                  | 5          | 224,200 | 260,500 | 294,100 | 306,800 | 337,300 | 384,600 |
|                                  | 6          | 225,700 | 261,900 | 294,800 | 307,400 | 338,300 | 386,400 |
|                                  | 7          | 227,200 | 263,200 | 295,600 | 307,800 | 339,300 | 388,200 |
|                                  | 8          | 228,700 | 264,600 | 295,900 | 308,700 | 340,500 | 390,000 |
|                                  | 9          | 230,200 | 265,800 | 296,200 | 309,700 | 341,700 | 392,200 |
|                                  | 10         | 232,200 | 267,000 | 296,400 | 310,800 | 342,900 | 394,300 |
|                                  | 11         | 234,300 | 268,100 | 296,800 | 311,800 | 344,200 | 396,400 |
|                                  | 12         | 236,300 | 269,200 | 297,200 | 312,900 | 345,300 | 398,600 |
|                                  | 13         | 238,100 | 269,600 | 297,600 | 313,900 | 346,600 | 400,700 |
|                                  | 14         | 240,300 | 270,500 | 297,900 | 314,700 | 347,900 | 402,600 |
|                                  | 15         | 242,600 | 271,300 | 298,200 | 315,500 | 349,000 | 404,500 |
|                                  | 16         | 244,700 | 271,900 | 298,600 | 316,400 | 350,100 | 406,300 |
|                                  | 17         | 247,800 | 272,700 | 299,000 | 317,500 | 351,500 | 408,300 |
|                                  | 18         | 250,700 | 273,200 | 299,600 | 318,400 | 352,800 | 410,100 |
|                                  | 19         | 253,400 | 273,800 | 300,000 | 319,300 | 353,900 | 412,000 |
|                                  | 20         | 256,100 | 274,300 | 300,600 | 320,200 | 354,900 | 413,700 |
|                                  | 21         | 259,100 | 275,000 | 301,200 | 321,000 | 356,100 | 415,400 |
|                                  | 22         | 260,300 | 276,100 | 302,100 | 321,700 | 357,500 | 417,000 |
|                                  | 23         | 261,500 | 277,200 | 303,100 | 322,400 | 358,600 | 418,700 |
|                                  | 24         | 262,800 | 278,100 | 304,100 | 323,300 | 359,900 | 420,400 |
|                                  | 25         | 263,900 | 278,800 | 305,000 | 324,600 | 361,200 | 422,300 |
|                                  | 26         | 264,800 | 279,700 | 306,000 | 325,700 | 362,600 | 424,000 |
|                                  | 27         | 265,800 | 280,700 | 306,900 | 326,800 | 363,500 | 425,700 |
|                                  | 28         | 266,700 | 281,900 | 307,800 | 327,800 | 364,700 | 427,500 |
|                                  | 29         | 267,200 | 283,100 | 309,100 | 328,600 | 366,000 | 429,300 |
|                                  | 30         | 267,800 | 284,000 | 310,100 | 329,700 | 367,400 | 431,000 |
|                                  | 31         | 268,200 | 284,900 | 310,900 | 330,900 | 368,700 | 432,700 |
|                                  | 32         | 268,900 | 285,500 | 311,700 | 331,900 | 370,000 | 434,300 |
|                                  | 33         | 269,600 | 286,100 | 312,500 | 333,200 | 371,400 | 435,900 |
|                                  | 34         | 269,900 | 287,000 | 313,200 | 334,500 | 372,900 | 437,500 |
|                                  | 35         | 270,200 | 287,700 | 313,800 | 335,700 | 374,500 | 439,100 |



備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。**

第9条の2第1項第1号中「416,600円」を「417,600円」に改める。

第21条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合においては100分の106.2、12月に支給する場合においては100分の106.3」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」」を「「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」と、「100分の106.2」とあるのは「100分の58.7」と、「100分の106.3」とあるのは「100分の58.8」」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合においては100分の98.7」に、「100分の120」を「100分の118.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に、「100分の61.3」を「100分の60」に改める。

第23条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項に規定する者以外の者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

(2) 前項に規定する者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額  
イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第23条の5中「、第10条及び第11条の3」を「及び第10条」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。**

第4条第1項の表中「394,000」を「407,000」に、「444,000」を「459,000」に、「498,000」を「514,000」に、「566,000」を「585,000」に、「647,000」を「668,000」に、「755,000」を「780,000」に、「883,000」を「912,000」に改める。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に改める。

97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97」に、「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の83.5」を「100分の85.5」に改める。

**第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。**

第5条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合においては100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8、12月に支給する場合においては100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の97」を「100分の96」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合においては100分の98.7」に、「100分の85.5」を「100分の84.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。**

第5条第1項の表中「417,000」を「431,000」に、「480,000」を「496,000」に、「545,000」を「563,000」に、「634,000」を「655,000」に、「737,000」を「761,000」に、「842,000」を「869,000」に改め、同条第2項の表中「349,000」を「361,000」に、「385,000」を「398,000」に、「414,000」を「428,000」に改める。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の168.5」を「100分の172.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の168.5」を「100分の172.5」に改める。

**第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。**

第6条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の172.5」を「100分の170.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の172.5」を「100分の170.5」に改める。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

**第7条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。**

附則第10条第19項第1号中「、第10条及び第11条の3」を「及び第10条」に改め、同項第3号中「第5条から第6条の2まで」を「第5条、第6条」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。**

第6条の5第2項中「特地公署又は」を「給料表の適用を受けることとなった職員又は新たに特地公署若しくは」に改める。

**第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。**

第20条第3項中「第5条から第6条の2まで」を「第5条、第6条」に改める。  
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第10条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「当該異動に」を「若しくは新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該異動若しくは適用に」に、「異動の」を「異動若しくは適用の」に、「異動又は」を「異動若しくは適用又は」に改め、同条第5項中「当該異動に」を「又は新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該異動又は適用に」に、「異動の」を「異動又は適用の」に改め、同条第6項中「異動」を「異動又は適用」に改める。

第16条の3第2項中「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第20条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,100円」を「6,400円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「9,150円」を「9,600円」に改める。

第21条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.7、12月に支給する場合においては100分の48.8」を「100分の51.3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1** (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

| 職員の区分   | 職務の級<br>号給 | 1級      | 2級      | 特2級     | 3級      | 4級      |
|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|         |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年      |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 前再任用    | 1          | 210,000 | 228,500 | 329,000 | 358,800 | 454,000 |
| 短時間勤務   | 2          | 211,500 | 230,900 | 330,600 | 360,600 | 455,400 |
| 職員以外の職員 | 3          | 213,000 | 233,400 | 332,100 | 362,200 | 456,700 |
|         | 4          | 214,500 | 235,800 | 334,300 | 363,900 | 458,100 |
|         | 5          | 216,100 | 238,500 | 336,500 | 365,400 | 459,400 |
|         | 6          | 218,600 | 241,300 | 338,700 | 366,800 | 460,800 |
|         | 7          | 220,800 | 244,300 | 340,800 | 368,100 | 462,200 |
|         | 8          | 223,300 | 247,200 | 342,900 | 369,700 | 463,600 |
|         | 9          | 225,500 | 250,200 | 345,000 | 371,400 | 464,900 |
|         | 10         | 227,800 | 252,300 | 347,100 | 373,100 | 466,200 |
|         | 11         | 230,300 | 254,300 | 349,300 | 374,700 | 467,500 |
|         | 12         | 232,500 | 256,300 | 351,400 | 376,100 | 468,800 |
|         | 13         | 235,100 | 258,400 | 353,400 | 377,600 | 470,100 |
|         | 14         | 238,000 | 259,900 | 355,100 | 378,800 | 471,300 |
|         | 15         | 240,900 | 261,500 | 356,700 | 380,000 | 472,500 |
|         | 16         | 243,800 | 263,000 | 358,100 | 381,500 | 473,700 |
|         | 17         | 246,900 | 264,600 | 359,700 | 383,000 | 474,900 |
|         | 18         | 248,800 | 265,300 | 361,300 | 384,400 | 475,800 |
|         | 19         | 250,600 | 266,100 | 362,900 | 385,800 | 476,700 |
|         | 20         | 252,200 | 266,900 | 364,300 | 387,200 | 477,600 |
|         | 21         | 253,800 | 268,000 | 365,800 | 388,600 | 478,500 |
|         | 22         | 255,400 | 269,100 | 367,200 | 389,800 |         |
|         | 23         | 256,800 | 270,400 | 368,700 | 391,100 |         |
|         | 24         | 258,300 | 271,500 | 370,100 | 392,400 |         |
|         | 25         | 259,600 | 272,400 | 371,700 | 393,300 |         |
|         | 26         | 260,300 | 274,000 | 373,400 | 394,800 |         |
|         | 27         | 260,900 | 275,400 | 375,000 | 396,000 |         |
|         | 28         | 261,600 | 276,900 | 376,500 | 397,200 |         |
|         | 29         | 262,500 | 278,000 | 378,000 | 398,600 |         |
|         | 30         | 263,500 | 279,800 | 379,300 | 400,100 |         |
|         | 31         | 264,500 | 281,900 | 380,700 | 401,100 |         |
|         | 32         | 265,500 | 284,000 | 382,100 | 402,000 |         |
|         | 33         | 266,500 | 286,600 | 383,500 | 403,100 |         |
|         | 34         | 267,700 | 289,200 | 384,300 | 404,300 |         |

|    |         |         |         |         |  |     |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|--|-----|---------|---------|---------|---------|
| 35 | 268,800 | 291,700 | 385,900 | 405,600 |  | 75  | 304,600 | 364,800 | 429,700 | 449,100 |
| 36 | 269,900 | 294,300 | 387,000 | 407,200 |  | 76  | 305,400 | 366,500 | 430,500 | 449,800 |
| 37 | 270,700 | 296,700 | 388,200 | 408,200 |  | 77  | 306,200 | 368,100 | 431,300 | 450,500 |
| 38 | 271,500 | 299,000 | 389,700 | 409,600 |  | 78  | 306,900 | 369,800 | 432,000 | 451,200 |
| 39 | 272,500 | 301,200 | 391,000 | 411,100 |  | 79  | 307,400 | 371,300 | 432,700 | 451,900 |
| 40 | 273,700 | 303,200 | 392,200 | 412,600 |  | 80  | 307,900 | 372,700 | 433,400 | 452,600 |
| 41 | 275,000 | 304,900 | 392,800 | 414,200 |  | 81  | 308,400 | 374,000 | 434,000 | 453,100 |
| 42 | 276,200 | 306,900 | 394,300 | 415,500 |  | 82  | 309,100 | 375,400 | 434,700 |         |
| 43 | 277,700 | 308,800 | 395,600 | 416,700 |  | 83  | 309,800 | 376,800 | 435,400 |         |
| 44 | 279,100 | 310,500 | 397,000 | 417,900 |  | 84  | 310,400 | 378,200 | 436,100 |         |
| 45 | 280,500 | 312,400 | 398,500 | 419,300 |  | 85  | 311,000 | 378,800 | 436,800 |         |
| 46 | 281,600 | 314,300 | 399,400 | 420,600 |  | 86  | 311,600 | 380,400 | 437,400 |         |
| 47 | 282,600 | 316,200 | 400,700 | 422,000 |  | 87  | 312,100 | 381,600 | 438,000 |         |
| 48 | 283,400 | 317,900 | 402,100 | 423,200 |  | 88  | 312,800 | 382,900 | 438,500 |         |
| 49 | 284,300 | 319,600 | 403,300 | 424,500 |  | 89  | 313,500 | 384,400 | 439,000 |         |
| 50 | 285,100 | 321,500 | 404,500 | 425,800 |  | 90  | 314,100 | 385,400 | 439,600 |         |
| 51 | 286,000 | 323,400 | 405,800 | 427,100 |  | 91  | 314,700 | 386,100 | 440,200 |         |
| 52 | 286,700 | 325,200 | 407,000 | 428,400 |  | 92  | 315,000 | 386,600 | 440,700 |         |
| 53 | 287,400 | 326,900 | 408,000 | 429,600 |  | 93  | 315,300 | 388,100 | 441,100 |         |
| 54 | 288,400 | 328,800 | 409,200 | 430,600 |  | 94  | 315,600 | 389,200 | 441,700 |         |
| 55 | 289,300 | 330,800 | 410,400 | 431,700 |  | 95  | 315,800 | 390,400 | 442,300 |         |
| 56 | 290,100 | 332,900 | 411,600 | 432,800 |  | 96  | 316,300 | 391,600 | 442,800 |         |
| 57 | 290,900 | 334,400 | 412,600 | 433,900 |  | 97  | 316,800 | 392,600 | 443,300 |         |
| 58 | 291,500 | 336,400 | 413,800 | 435,100 |  | 98  | 317,200 | 393,600 |         |         |
| 59 | 292,200 | 338,500 | 414,800 | 436,200 |  | 99  | 317,500 | 394,700 |         |         |
| 60 | 292,800 | 340,600 | 415,900 | 437,400 |  | 100 | 317,900 | 395,700 |         |         |
| 61 | 293,600 | 342,500 | 417,100 | 438,400 |  | 101 | 318,300 | 396,800 |         |         |
| 62 | 294,600 | 344,600 | 418,200 | 439,200 |  | 102 | 318,500 | 397,900 |         |         |
| 63 | 295,500 | 346,500 | 419,000 | 440,000 |  | 103 | 318,700 | 398,700 |         |         |
| 64 | 296,100 | 348,300 | 419,900 | 440,800 |  | 104 | 319,000 | 399,600 |         |         |
| 65 | 296,700 | 350,000 | 421,000 | 441,700 |  | 105 | 319,300 | 400,600 |         |         |
| 66 | 297,600 | 351,400 | 422,000 | 442,500 |  | 106 | 319,600 | 401,500 |         |         |
| 67 | 298,700 | 352,600 | 422,900 | 443,300 |  | 107 | 319,900 | 402,400 |         |         |
| 68 | 299,600 | 354,100 | 423,900 | 444,100 |  | 108 | 320,200 | 403,200 |         |         |
| 69 | 300,700 | 356,000 | 424,900 | 444,900 |  | 109 | 320,400 | 404,100 |         |         |
| 70 | 301,600 | 357,400 | 425,700 | 445,600 |  | 110 | 320,700 | 405,000 |         |         |
| 71 | 302,500 | 358,900 | 426,500 | 446,300 |  | 111 | 321,000 | 406,000 |         |         |
| 72 | 303,200 | 360,500 | 427,300 | 447,000 |  | 112 | 321,300 | 407,000 |         |         |
| 73 | 303,600 | 361,800 | 428,100 | 447,700 |  | 113 | 321,500 | 407,800 |         |         |
| 74 | 304,100 | 363,400 | 428,900 | 448,400 |  | 114 | 321,700 | 408,400 |         |         |

| 115 | 321,900 | 409,000 |  |  |  |  |  |
|-----|---------|---------|--|--|--|--|--|
| 116 | 322,100 | 409,900 |  |  |  |  |  |
| 117 | 322,300 | 410,900 |  |  |  |  |  |
| 118 | 322,500 | 411,700 |  |  |  |  |  |
| 119 | 322,700 | 412,500 |  |  |  |  |  |
| 120 | 322,900 | 413,300 |  |  |  |  |  |
| 121 | 323,100 | 414,000 |  |  |  |  |  |
| 122 | 323,300 | 414,800 |  |  |  |  |  |
| 123 | 323,500 | 415,600 |  |  |  |  |  |
| 124 | 323,700 | 416,400 |  |  |  |  |  |
| 125 | 323,900 | 417,100 |  |  |  |  |  |
| 126 |         | 417,800 |  |  |  |  |  |
| 127 |         | 418,500 |  |  |  |  |  |
| 128 |         | 419,200 |  |  |  |  |  |
| 129 |         | 420,000 |  |  |  |  |  |
| 130 |         | 420,700 |  |  |  |  |  |
| 131 |         | 421,400 |  |  |  |  |  |
| 132 |         | 422,100 |  |  |  |  |  |
| 133 |         | 422,600 |  |  |  |  |  |
| 134 |         | 423,200 |  |  |  |  |  |
| 135 |         | 423,800 |  |  |  |  |  |
| 136 |         | 424,400 |  |  |  |  |  |
| 137 |         | 424,800 |  |  |  |  |  |
| 138 |         | 425,400 |  |  |  |  |  |
| 139 |         | 426,000 |  |  |  |  |  |
| 140 |         | 426,600 |  |  |  |  |  |
| 141 |         | 427,000 |  |  |  |  |  |
| 142 |         | 427,600 |  |  |  |  |  |
| 143 |         | 428,200 |  |  |  |  |  |
| 144 |         | 428,800 |  |  |  |  |  |
| 145 |         | 429,200 |  |  |  |  |  |
| 146 |         | 429,800 |  |  |  |  |  |
| 147 |         | 430,400 |  |  |  |  |  |
| 148 |         | 431,000 |  |  |  |  |  |
| 149 |         | 431,300 |  |  |  |  |  |

| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 | 基準給料月<br>額 | 238,900 | 290,200 | 319,100 | 346,900 | 432,300 |
|---------------------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                       |            |         |         |         |         |         |

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

| 職員の区分        | 職務の級<br>号給 | 1級      | 2級      | 特2級     | 3級      | 4級      |
|--------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|              |            | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
| 定年           |            | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
| 前再任用         | 1          | 209,900 | 258,400 | 328,000 | 390,700 | 471,100 |
| 短時間勤務職員以外の職員 | 2          | 211,500 | 259,900 | 329,800 | 392,300 | 473,000 |
|              | 3          | 213,000 | 261,500 | 332,200 | 393,800 | 474,900 |
|              | 4          | 214,600 | 263,000 | 334,300 | 395,300 | 476,800 |
|              | 5          | 216,200 | 264,600 | 336,500 | 397,100 | 478,600 |
|              | 6          | 218,700 | 265,300 | 338,800 | 398,800 | 480,500 |
|              | 7          | 220,900 | 266,100 | 340,900 | 400,400 | 482,400 |
|              | 8          | 223,100 | 266,900 | 343,000 | 402,200 | 484,200 |
|              | 9          | 225,400 | 268,000 | 345,100 | 403,400 | 486,000 |
|              | 10         | 227,800 | 269,100 | 347,200 | 405,100 | 487,700 |
|              | 11         | 230,200 | 270,400 | 349,400 | 406,500 | 489,400 |
|              | 12         | 232,400 | 271,500 | 351,500 | 407,800 | 491,100 |
|              | 13         | 235,000 | 272,700 | 353,500 | 409,200 | 492,900 |
|              | 14         | 237,900 | 274,200 | 355,200 | 410,900 | 494,600 |
|              | 15         | 240,800 | 275,600 | 356,900 | 412,600 | 496,200 |
|              | 16         | 243,600 | 277,000 | 358,300 | 414,500 | 497,900 |
|              | 17         | 246,800 | 278,200 | 359,700 | 416,400 | 499,600 |
|              | 18         | 248,800 | 279,900 | 361,300 | 417,800 | 500,600 |
|              | 19         | 250,400 | 281,900 | 362,800 | 419,400 | 501,600 |
|              | 20         | 252,000 | 284,200 | 364,200 | 421,100 | 502,600 |
|              | 21         | 253,800 | 286,800 | 365,900 | 422,700 | 503,700 |
|              | 22         | 255,400 | 289,400 | 367,300 | 424,200 |         |
|              | 23         | 256,900 | 292,000 | 368,900 | 425,700 |         |
|              | 24         | 258,300 | 294,500 | 370,500 | 427,200 |         |
|              | 25         | 259,600 | 297,000 | 372,300 | 428,500 |         |
|              | 26         | 260,400 | 299,300 | 374,100 | 430,100 |         |
|              | 27         | 261,100 | 301,500 | 375,600 | 431,700 |         |
|              | 28         | 262,000 | 303,300 | 377,400 | 433,300 |         |
|              | 29         | 262,800 | 305,100 | 379,200 | 435,000 |         |
|              | 30         | 263,700 | 307,000 | 381,200 | 436,600 |         |
|              | 31         | 264,700 | 308,900 | 382,900 | 438,200 |         |
|              | 32         | 265,600 | 310,600 | 384,500 | 439,800 |         |
|              | 33         | 266,800 | 312,500 | 386,000 | 441,100 |         |
|              | 34         | 268,100 | 314,400 | 387,800 | 442,600 |         |

|    |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 35 | 269,300 | 316,300 | 389,600 | 444,100 |
| 36 | 270,400 | 318,000 | 391,200 | 445,700 |
| 37 | 271,400 | 319,800 | 392,900 | 447,400 |
| 38 | 272,400 | 321,600 | 394,300 | 448,900 |
| 39 | 273,400 | 323,500 | 396,000 | 450,400 |
| 40 | 274,700 | 325,300 | 397,600 | 452,000 |
| 41 | 276,300 | 327,000 | 399,100 | 453,700 |
| 42 | 277,400 | 329,000 | 400,600 | 455,300 |
| 43 | 278,700 | 331,000 | 402,100 | 456,800 |
| 44 | 280,100 | 333,000 | 403,600 | 458,400 |
| 45 | 281,600 | 334,600 | 405,100 | 460,100 |
| 46 | 282,700 | 336,600 | 406,800 | 461,700 |
| 47 | 283,700 | 338,700 | 408,200 | 463,300 |
| 48 | 284,500 | 340,800 | 409,700 | 464,900 |
| 49 | 285,100 | 342,700 | 411,300 | 466,600 |
| 50 | 286,000 | 344,800 | 412,700 | 468,200 |
| 51 | 286,900 | 346,700 | 414,200 | 469,800 |
| 52 | 287,700 | 348,500 | 415,500 | 471,400 |
| 53 | 288,500 | 350,100 | 416,800 | 473,000 |
| 54 | 289,600 | 351,600 | 418,100 | 474,600 |
| 55 | 290,500 | 352,900 | 419,600 | 476,200 |
| 56 | 291,300 | 354,300 | 421,100 | 477,800 |
| 57 | 292,100 | 356,000 | 422,600 | 479,300 |
| 58 | 292,900 | 357,400 | 424,000 | 480,300 |
| 59 | 293,600 | 359,000 | 425,400 | 481,300 |
| 60 | 294,500 | 360,600 | 426,800 | 482,300 |
| 61 | 295,300 | 361,900 | 428,200 | 483,100 |
| 62 | 296,300 | 363,400 | 429,200 |         |
| 63 | 297,000 | 364,900 | 430,400 |         |
| 64 | 297,800 | 366,700 | 431,800 |         |
| 65 | 298,600 | 368,300 | 433,200 |         |
| 66 | 299,700 | 370,100 | 434,600 |         |
| 67 | 300,800 | 372,000 | 435,800 |         |
| 68 | 301,900 | 373,900 | 437,100 |         |
| 69 | 303,000 | 375,800 | 438,400 |         |
| 70 | 303,700 | 377,500 | 439,700 |         |
| 71 | 304,500 | 379,000 | 441,000 |         |
| 72 | 305,200 | 380,500 | 442,300 |         |
| 73 | 305,800 | 381,800 | 443,600 |         |
| 74 | 306,400 | 383,500 | 444,800 |         |

|     |         |         |         |  |  |  |     |         |         |  |  |  |
|-----|---------|---------|---------|--|--|--|-----|---------|---------|--|--|--|
| 75  | 307,000 | 385,000 | 446,000 |  |  |  | 115 | 334,900 | 431,000 |  |  |  |
| 76  | 307,800 | 386,700 | 447,200 |  |  |  | 116 | 335,300 | 431,800 |  |  |  |
| 77  | 308,500 | 388,300 | 448,400 |  |  |  | 117 | 335,700 | 432,600 |  |  |  |
| 78  | 309,200 | 389,800 | 449,500 |  |  |  | 118 | 336,100 | 433,400 |  |  |  |
| 79  | 309,800 | 391,000 | 450,600 |  |  |  | 119 | 336,500 | 434,100 |  |  |  |
| 80  | 310,500 | 392,200 | 451,700 |  |  |  | 120 | 336,800 | 434,900 |  |  |  |
| 81  | 310,900 | 393,400 | 452,800 |  |  |  | 121 | 337,400 | 435,700 |  |  |  |
| 82  | 311,600 | 394,500 | 453,900 |  |  |  | 122 | 337,800 | 436,200 |  |  |  |
| 83  | 312,300 | 395,800 | 455,000 |  |  |  | 123 | 338,200 | 436,700 |  |  |  |
| 84  | 313,100 | 397,300 | 456,100 |  |  |  | 124 | 338,700 | 437,200 |  |  |  |
| 85  | 313,900 | 398,800 | 457,200 |  |  |  | 125 | 339,300 | 437,600 |  |  |  |
| 86  | 314,600 | 400,000 | 458,000 |  |  |  | 126 | 339,700 | 438,100 |  |  |  |
| 87  | 315,500 | 401,300 | 458,800 |  |  |  | 127 | 340,000 | 438,600 |  |  |  |
| 88  | 316,400 | 402,700 | 459,600 |  |  |  | 128 | 340,400 | 439,100 |  |  |  |
| 89  | 317,400 | 404,000 | 460,400 |  |  |  | 129 | 340,700 | 439,500 |  |  |  |
| 90  | 318,300 | 405,400 | 461,000 |  |  |  | 130 | 341,100 | 440,000 |  |  |  |
| 91  | 318,800 | 406,600 | 461,600 |  |  |  | 131 | 341,500 | 440,500 |  |  |  |
| 92  | 319,400 | 407,800 | 462,200 |  |  |  | 132 | 341,900 | 441,000 |  |  |  |
| 93  | 319,900 | 409,200 | 462,700 |  |  |  | 133 | 342,100 | 441,400 |  |  |  |
| 94  | 320,600 | 410,500 | 463,300 |  |  |  | 134 | 342,400 | 441,900 |  |  |  |
| 95  | 321,200 | 411,800 | 463,900 |  |  |  | 135 | 342,700 | 442,400 |  |  |  |
| 96  | 322,200 | 413,000 | 464,500 |  |  |  | 136 | 343,000 | 442,900 |  |  |  |
| 97  | 322,800 | 414,300 | 465,100 |  |  |  | 137 | 343,300 | 443,200 |  |  |  |
| 98  | 323,500 | 415,200 |         |  |  |  | 138 | 343,500 |         |  |  |  |
| 99  | 324,000 | 416,100 |         |  |  |  | 139 | 343,800 |         |  |  |  |
| 100 | 324,700 | 417,100 |         |  |  |  | 140 | 344,100 |         |  |  |  |
| 101 | 325,200 | 418,200 |         |  |  |  | 141 | 344,400 |         |  |  |  |
| 102 | 326,000 | 419,300 |         |  |  |  | 142 | 344,700 |         |  |  |  |
| 103 | 326,700 | 420,400 |         |  |  |  | 143 | 345,000 |         |  |  |  |
| 104 | 327,600 | 421,500 |         |  |  |  | 144 | 345,300 |         |  |  |  |
| 105 | 328,400 | 422,400 |         |  |  |  | 145 | 345,600 |         |  |  |  |
| 106 | 329,200 | 423,300 |         |  |  |  | 146 | 345,900 |         |  |  |  |
| 107 | 330,000 | 424,200 |         |  |  |  | 147 | 346,200 |         |  |  |  |
| 108 | 330,800 | 425,100 |         |  |  |  | 148 | 346,400 |         |  |  |  |
| 109 | 331,700 | 426,000 |         |  |  |  | 149 | 346,600 |         |  |  |  |
| 110 | 332,300 | 426,900 |         |  |  |  | 150 | 346,900 |         |  |  |  |
| 111 | 332,800 | 427,800 |         |  |  |  | 151 | 347,200 |         |  |  |  |
| 112 | 333,400 | 428,700 |         |  |  |  | 152 | 347,500 |         |  |  |  |
| 113 | 334,100 | 429,400 |         |  |  |  | 153 | 347,700 |         |  |  |  |
| 114 | 334,500 | 430,200 |         |  |  |  |     |         |         |  |  |  |

| 定年<br>前再<br>任用<br>短時<br>間勤<br>務職<br>員 | 基準給料月額 | 248,200 | 293,800 | 324,500 | 354,100 | 443,200 |
|---------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|---------------------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

#### 第11条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項に規定する者以外の者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

（2）前項に規定する者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第22条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは、「100分の70」」を「「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8、12月に支給する場合においては100分の98.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

#### 第12条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「36,800円」を「42,300円」に改める。

第13条の3第2項中「国家公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「11,100円」を「11,550円」に改める。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の100」に、「100分の117.5」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の48.7（特定幹部職員にあっては、100分の58.7）、12月に支給する場合においては100分の

48.8」を「100分の51.3」に、「100分の58.8」を「100分の61.3」に改める。  
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

警察官給料表

| 職員<br>の区<br>分        | 職務<br>の級<br>号給 | 1級      | 2級      | 3級      | 4級      | 5級      | 6級      | 7級      | 8級      | 9級      |
|----------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                      |                | 給料月額    |
| 定年<br>前再<br>任用       | 1              | 223,200 | 241,000 | 268,200 | 303,800 | 346,500 | 369,400 | 401,200 | 478,900 | 492,900 |
| 短時<br>間勤             | 2              | 224,900 | 243,000 | 270,200 | 305,100 | 348,200 | 370,800 | 402,100 | 482,100 | 498,400 |
| 務職<br>員以<br>外の<br>職員 | 3              | 226,700 | 245,100 | 272,000 | 306,600 | 349,800 | 372,400 | 404,200 | 484,800 | 502,900 |
|                      | 4              | 228,400 | 246,800 | 273,900 | 308,000 | 351,400 | 373,700 | 405,900 | 486,900 | 507,300 |
|                      | 5              | 230,100 | 249,500 | 275,500 | 309,000 | 352,500 | 375,100 | 407,700 |         | 511,300 |
|                      | 6              | 232,400 | 252,500 | 276,800 | 310,600 | 353,900 | 376,800 | 409,500 |         | 514,600 |
|                      | 7              | 234,800 | 255,500 | 277,700 | 311,900 | 355,300 | 378,500 | 411,100 |         | 517,600 |
|                      | 8              | 237,000 | 258,400 | 279,000 | 312,500 | 356,600 | 380,000 | 412,800 |         | 520,100 |
|                      | 9              | 239,100 | 261,600 | 280,400 | 313,100 | 358,300 | 382,100 | 414,100 |         | 522,300 |
|                      | 10             | 241,000 | 263,300 | 281,400 | 313,600 | 359,800 | 383,900 | 416,100 |         |         |
|                      | 11             | 242,900 | 264,900 | 282,400 | 314,300 | 361,200 | 385,600 | 417,500 |         |         |
|                      | 12             | 244,600 | 266,600 | 283,600 | 314,800 | 362,800 | 387,200 | 419,200 |         |         |
|                      | 13             | 247,300 | 268,000 | 284,900 | 315,700 | 364,400 | 389,400 | 420,400 |         |         |
|                      | 14             | 250,000 | 269,800 | 286,200 | 316,900 | 365,700 | 390,100 | 422,300 |         |         |
|                      | 15             | 252,800 | 271,400 | 287,400 | 317,800 | 367,300 | 392,100 | 424,200 |         |         |
|                      | 16             | 255,500 | 273,000 | 288,600 | 318,800 | 368,900 | 393,500 | 425,900 |         |         |
|                      | 17             | 258,600 | 274,500 | 289,400 | 319,100 | 371,000 | 395,400 | 427,700 |         |         |
|                      | 18             | 260,100 | 275,700 | 290,700 | 320,700 | 372,800 | 397,300 | 429,500 |         |         |
|                      | 19             | 261,500 | 276,500 | 291,800 | 321,800 | 374,500 | 398,800 | 431,300 |         |         |
|                      | 20             | 263,100 | 277,600 | 293,200 | 322,700 | 376,100 | 400,600 | 433,100 |         |         |
|                      | 21             | 264,700 | 278,600 | 294,700 | 323,700 | 378,300 | 402,200 | 435,100 |         |         |
|                      | 22             | 266,500 | 279,600 | 295,500 | 325,200 | 379,100 | 404,300 | 436,600 |         |         |
|                      | 23             | 268,000 | 280,600 | 296,400 | 327,000 | 381,100 | 405,700 | 438,200 |         |         |
|                      | 24             | 269,600 | 281,800 | 296,900 | 328,500 | 382,400 | 407,400 | 439,700 |         |         |
|                      | 25             | 271,200 | 282,900 | 297,400 | 330,200 | 384,000 | 408,800 | 441,300 |         |         |
|                      | 26             | 272,300 | 283,900 | 298,400 | 331,300 | 385,900 | 410,700 | 442,700 |         |         |
|                      | 27             | 273,000 | 284,900 | 299,200 | 332,600 | 387,300 | 412,500 | 444,200 |         |         |
|                      | 28             | 274,000 | 285,900 | 299,900 | 333,900 | 389,100 | 414,200 | 445,500 |         |         |
|                      | 29             | 275,200 | 286,600 | 300,100 | 334,900 | 390,600 | 416,100 | 447,000 |         |         |
|                      | 30             | 276,200 | 287,900 | 300,700 | 336,600 | 392,700 | 417,600 | 448,300 |         |         |
|                      | 31             | 277,200 | 289,000 | 301,300 | 337,900 | 394,200 | 419,100 | 449,500 |         |         |
|                      | 32             | 278,400 | 290,400 | 301,900 | 339,000 | 395,800 | 420,600 | 450,700 |         |         |
|                      | 33             | 279,500 | 291,600 | 302,700 | 339,600 | 397,400 | 422,100 | 452,000 |         |         |
|                      | 34             | 280,600 | 292,500 | 303,300 | 340,900 | 399,300 | 423,200 | 452,500 |         |         |



|               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 115           | 337,600 | 367,300 | 390,400 | 418,800 |         |         |         |         |         |         |
| 116           | 338,300 | 368,300 | 391,000 | 419,300 |         |         |         |         |         |         |
| 117           | 338,800 | 369,400 | 391,500 | 419,700 |         |         |         |         |         |         |
| 118           | 339,500 | 369,900 | 392,100 | 420,200 |         |         |         |         |         |         |
| 119           | 340,200 | 370,500 | 392,700 | 420,700 |         |         |         |         |         |         |
| 120           | 340,800 | 371,100 | 393,300 | 421,200 |         |         |         |         |         |         |
| 121           | 341,500 | 371,600 | 393,700 | 421,600 |         |         |         |         |         |         |
| 122           | 341,800 | 372,100 | 394,300 |         |         |         |         |         |         |         |
| 123           | 342,200 | 372,600 | 394,900 |         |         |         |         |         |         |         |
| 124           | 342,700 | 373,100 | 395,500 |         |         |         |         |         |         |         |
| 125           | 343,000 | 373,600 | 396,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 126           |         | 374,100 | 396,400 |         |         |         |         |         |         |         |
| 127           |         | 374,600 | 396,900 |         |         |         |         |         |         |         |
| 128           |         | 375,100 | 397,400 |         |         |         |         |         |         |         |
| 129           |         | 375,600 | 397,700 |         |         |         |         |         |         |         |
| 130           |         | 376,100 | 398,200 |         |         |         |         |         |         |         |
| 131           |         | 376,500 | 398,700 |         |         |         |         |         |         |         |
| 132           |         | 377,000 | 399,200 |         |         |         |         |         |         |         |
| 133           |         | 377,500 | 399,500 |         |         |         |         |         |         |         |
| 134           |         | 378,000 | 400,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 135           |         | 378,500 | 400,400 |         |         |         |         |         |         |         |
| 136           |         | 379,000 | 400,900 |         |         |         |         |         |         |         |
| 137           |         | 379,300 | 401,200 |         |         |         |         |         |         |         |
| 138           |         | 379,700 | 401,700 |         |         |         |         |         |         |         |
| 139           |         | 380,200 | 402,200 |         |         |         |         |         |         |         |
| 140           |         | 380,700 | 402,700 |         |         |         |         |         |         |         |
| 141           |         | 381,000 | 403,000 |         |         |         |         |         |         |         |
| 142           |         | 381,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 143           |         | 382,000 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 144           |         | 382,500 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 145           |         | 382,800 |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基準給料月額  | 255,000 | 267,700 | 272,300 | 308,000 | 326,200 | 341,300 | 365,300 | 402,500 | 436,100 |

### 第13条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「42,300円」を「66,400円」に改め、同条第3項第1号中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に、「の合計額が」を「及び駐車料金等相当額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるもの（以下この条において「駐車場等」という。）を利用し、その料金（以下この項において「駐車料金等」という。）を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項に規定する者以外の者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、当該駐車料金等の額に相当する額として5,000円以内で人事委員会規則で定める額（以下この条において「駐車料金等相当額」という。）

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額

（2）前項に規定する者 次のア及びイに掲げる通勤手当の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 駐車場等の利用に係る駐車料金等に係る通勤手当 駐車料金等相当額

イ アに掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第21条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の126.2、12月に支給する場合においては100分の126.3」に、「100分の107.5」を「6月に支給する場合においては100分の106.2、12月に支給する場合においては100分の106.3」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」」を「「100分の126.2」とあるのは「100分の68.7」と、「100分の126.3」とあるのは「100分の68.8」と、「100分の106.2」とあるのは「100分の58.7」と、「100分の106.3」とあるのは「100分の58.8」」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「、6月に支給する場合においては100分の98.8（特定幹部職員にあっては、100分の118.8）、12月に支給する場合においては100分の98.7」に、「100分の120」を「100分の118.7」に改め、同項第2号中「100分の51.3」を「100分の50」に、「100分の61.3」を「100分の60」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）第13条の3第2項、第19条第1項、第23条第2項、別表第1、別表第3及び別表第4、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第8条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第6項において「改正後の企業職員の条例」という。）第6

条の5第2項、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）第15条の2第1項及び第5項、第16条の3第2項、第20条第1項、第21条第2項、別表第1並びに別表第2並びに第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）第12条第2項、第13条の3第2項、第19条第1項及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の職員の条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項並びに改正後の警察職員の条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第10条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の公立学校職員の条例」という。）又は第12条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内扱）

5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、第3条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第5条の規定による改正前的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内扱とみなす。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

6 改正後の職員の条例第13条の3第2項、改正後の企業職員の条例第6条の5第2項、改正後の公立学校職員の条例第16条の3第2項及び改正後の警察職員の条例第13条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって職員の給与に関する条例第13条の2第1項に規定する特地公署若しくは同条例第13条の3第1項に規定する準特地公署、企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例第6条の4に規定する特地公署若しくは同条例第6条の5第1項に規定する準特地公署、公立学校職員の給与に関する条例第16条の2第1項に規定する特地県立学校若しくは同条例第16条の3第1項に規定する準特地県立学校又は警察職員の給与に関する条例第13条の2第1項に規定する特地公署若しくは同条例第13条の3第1項に規定する準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

7 改正後の公立学校職員の条例第15条の2第1項、第5項及び第6項の規定は、令和4年4月2日から令和7年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって公立学校職員の給与に関する条例第15条の2第1項に規定するへき地等学校等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。

（人事委員会規則への委任）

8 前5項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第43号

#### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるもの

とされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

（2） 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

（3） 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第7条第3項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

（2） 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

第9条第1項中「職員が、」を「職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、」に改め、同条第2項中「介護する職員」を「介護する職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「次に掲げる職員」を「次に掲げる職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「要介護者のある職員」を「要介護者のある職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に改める。

第9条の3第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

## 第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

## 第3条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、次条の規定の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

（2） 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

（3） 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第7条第2項中「職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

（2） 職員からの申告を考慮して休憩時間を設けることが適当である場合

第9条の2第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

## 第4条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

## 第5条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「割り振らない日」を「割り振らない日（第3項及び第6条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 本部長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会規則で定める者を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条第1項に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らなければならない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（1） 小学校就学の始期に達するまでの子（第9条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号において同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

（2） 第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員

（3） 前2号に掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会が別に定める職員

第6条中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第4条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

替えるものとする。

第9条第1項中「職員が、」を「職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、」に改め、同条第2項中「介護する職員」を「介護する職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「次に掲げる職員」を「次に掲げる職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に、「要介護者のある職員」を「要介護者のある職員（第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）」に改める。

第9条の3第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に、「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

#### 第6条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

##### (職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第16条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第19条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

##### (一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、第4条第2項」を「、第4条第2項及び第3項」に、「及び第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項」を「並びに第11条並びに警察職員勤務時間条例第4条第2項及び第3項」に、「及び第11条の」を「並びに第11条の」に改める。

##### (時間外勤務手当の臨時特例に関する条例の一部改正)

4 時間外勤務手当の臨時特例に関する条例（令和7年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「勤務の時間又は」を「勤務（勤務時間条例第4条第1項若しくは第3

項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間又は」に改め、「であって、その60時間を超えて勤務した全時間に割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間が含まれるもの」を削り、「のうち割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、前項」を「に対して第1項又は前項」に、「100分の50」を「100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）（当該勤務が割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務である場合にあっては、100分の50）」に改め、同条第5項中「全時間のうち」を「全時間のうち第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間又は」に、「給与額に前項の100分の50から第3項の」を「給与額に、第2項及び次条の規定により読み替えて適用される第1項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間にあっては100分の50から」に、「乗じて」を「それぞれ乗じて」に改める。

##### (職員の退職手当に関する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「人事委員会規則」を「人事委員会規則（以下この項において「条例等」という。）」に、「与えられた日」を「与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」に改める。

##### (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

##### (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

7 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第18条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第18条の2中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第20条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

##### (公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

8 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「任期付短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員並びに勤務時間条例第4条第3項の規定に基づき勤務時間を割り振らない日を設けられ、又は勤務時間を割り振られた職員」に、「勤務時間条例第4条」を「勤務時間条例第4条（第3項を除く。）」に改め、同条第7項中「第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」を「第8条第5項中「勤務時間条例第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「勤務時間条例第6条」を「勤務時間条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条」を「第20条の2第1項中「勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

9 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項及び第3項、第5条並びに第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日及び勤務時間を割り振らない日」に改める。

第15条第3項中「第6条」を「第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第4条第2項」を「第4条第2項若しくは第3項」に改め、同条第4項中「第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条又は第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」の規定に基づく週休日又は勤務時間を割り振らない日」に改める。

第16条中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第19条の2第1項中「第4条第1項、第5条及び第6条」を「第4条第1項若しくは第3項、第5条若しくは第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

~~~~~  
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第44号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（政党助成法に係る事務の手数料）

第3条の2 県は、政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写し（複写機により用紙に複写したものに限る。）の交付に係る事務につき、用紙1枚につき10円の都道府県提出文書写し交付手数料を徴収する。

第19条の表29の項イ中「第1条第5項第7号」を「第1条の2第5項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第19条の表29の項イの改正規定は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第45号

##### 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

**第1条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第109号。以下この条において「令和6年改正府令」という。）第2条」を「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号。以下この条において「令和7年改正府令」という。）第3条」に改め、同条第2項中「令和6年改正府令第3条」を「令和7年改正府令第4条」に改め、同条第3項中「令和6年改正府令第1条」を「令和7年改正府令第1条」に改める。

**第2条** 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下この条において「令和7年改正府令」」を「次項において「令和7年内閣府令第80号」」に改め、同条第2項中「令和7年改正府令」を「令和7年内閣府令第80号」に改め、同条第3項中「令和7年改正府令第1条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）第1条」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年3月1日から施行する。

~~~~~  
高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第46号

高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「定める基準」を「定める基準（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）」に改める。

第2条 高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）第8条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）第2条」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年3月1日から施行する。

~~~~~

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第47号**

**高知県立都市公園条例の一部を改正する条例**

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
別表第5の4の(12)を次のように改める。

(12) 屋内運動場

ア 第1屋内運動場

| 区分          | 利用料            |       |          |                |          |
|-------------|----------------|-------|----------|----------------|----------|
|             | 基本利用料          |       |          | 時間外利用料（1時間につき） |          |
|             | 午前             | 午後    | 全日       |                |          |
| 入場料を徴収する場合  | アマチュアスポーツ      | 全面    | 68,920円  | 82,720円        | 137,860円 |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの | 全面    | 413,800円 | 496,560円       | 827,590円 |
| 入場料を徴収しない場合 | アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 全面       | 7,660円         | 9,190円   |
|             |                | 半面    | 3,820円   | 4,590円         | 7,660円   |
|             |                | その他の者 | 全面       | 15,310円        | 18,380円  |
|             |                | 半面    | 7,660円   | 9,190円         | 15,310円  |
|             | アマチュアスポーツ以外のもの |       | 全面       | 76,590円        | 91,880円  |
|             |                |       | 半面       | 38,300円        | 45,950円  |

**イ 第2屋内運動場**

(ア) ブルペン又は広場の場合

| 区分             | 利用料   |         |                |
|----------------|-------|---------|----------------|
|                | 基本利用料 |         | 時間外利用料（1時間につき） |
|                | 午前    | 午後      |                |
| アマチュアスポーツ      | 児童・生徒 | 4,130円  | 4,950円         |
|                | その他の者 | 8,250円  | 9,900円         |
| アマチュアスポーツ以外のもの |       | 41,250円 | 49,500円        |

(イ) テニスコートの場合

| 区分    | 単位 | 利用料（1時間につき） |
|-------|----|-------------|
| 児童・生徒 | 1面 | 490円        |
| その他の者 | 1面 | 970円        |

別表第5の4の(17)の表中

|       |          |        |
|-------|----------|--------|
| 屋内運動場 | 1スポット1時間 | 1,200円 |
|-------|----------|--------|

|         |          |        |
|---------|----------|--------|
| 第1屋内運動場 | 1スポット1時間 | 1,200円 |
| 第2屋内運動場 | 全面1時間    | 400円   |
|         | 半面1時間    | 200円   |

に改める。

別表第5備考11中「(12)」を「(12)のア及びイの(ア)」に改め、同表備考12中「(12)」を「(12)のア若しくはイの(ア)」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

~~~~~

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第48号

公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「4の項」を「3の項」に改める。

第23条の2第2項中「8,000円」を「次の各号に掲げる校務類型の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 学級（特別支援学級及び特別支援学校の学級を除く。）を担任する業務
8,600円

(2) 前号に掲げるもの以外の校務 5,600円

別表第1備考2中「7,500円」を「11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円」に改める。

別表第2備考2中「7,700円」を「11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円」に改める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育職員のうち」を「教育職員（」に、「1級、2級又は特2級である者」を「3級又は4級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第6条第1項において同じ。）を除く。第3項において同じ。」に、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第6条第1項中「受ける者」を「受ける者及び指導改善研修被認定者」に改める。
付則に次の1項を加える。

(教職調整額に関する経過措置)

5 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | |
|-----------------------|--------|
| 令和8年1月1日から同年12月31日まで | 100分の5 |
| 令和9年1月1日から同年12月31日まで | 100分の6 |
| 令和10年1月1日から同年12月31日まで | 100分の7 |
| 令和11年1月1日から同年12月31日まで | 100分の8 |
| 令和12年1月1日から同年12月31日まで | 100分の9 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に支給されていない第1条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表1の項に掲げる多学年学級担当手当については、この条例の施行後も、なお従前の例により支給するものとする。

(指導改善研修被認定者に係る教職調整額に関する経過措置)

3 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（以下この項において「給特条例」という。）の規定による教職調整額の支給並びに公立学校職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第2条の規定による改正後の給特条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

#### 高知県条例第49号

##### 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「第14条第1項」を「第8条の2、第14条第1項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

**第8条の2** 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の身心に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第50号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表高知県室戸警察署の項中「室戸市室戸岬町」を「室戸市室津」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

~~~~~

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

高知県知事 濱田 省司

### 高知県条例第51号

#### 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の廃止前にこの条例による廃止前の高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第21条第2項の規定により指定管理者として指定を受けていたものについては、旧条例第16条第2項、第22条、第23条及び第26条の規定は、この条例による高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の廃止後も、なおその効力を有する。

3 この条例による高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の廃止後において旧条例の規定により納付すべき高知県立室戸体育館の利用料金又は使用料については、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

4 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

62 高知県立室戸体育館の使用  
料

高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する  
条例（平成3年高知県条例第2号）第15条第  
1項

を

62 削除

に改める。